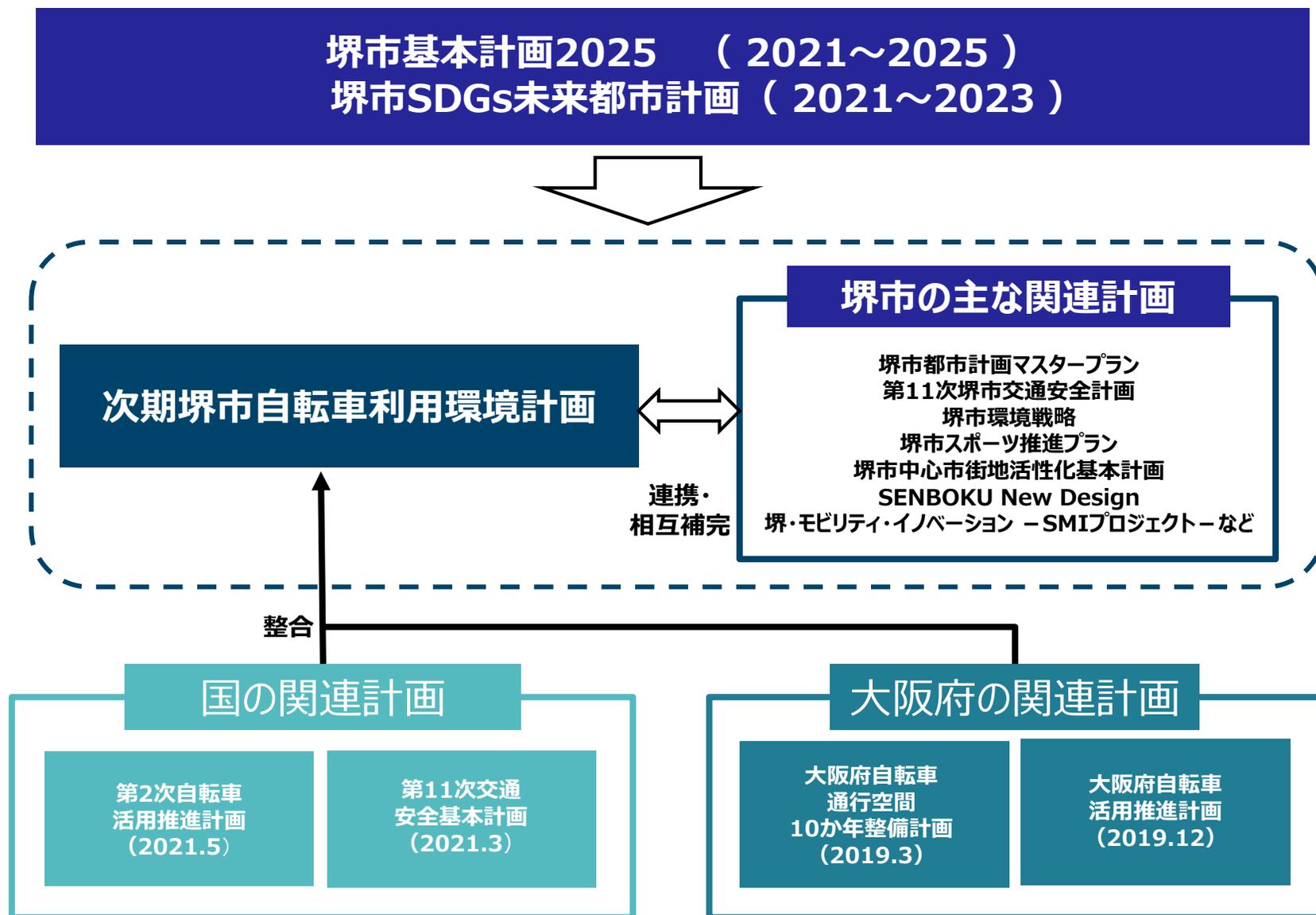


堺市次期自転車利用環境計画について

- 堺市では、平成25年6月に「堺市自転車利用環境計画」（以下「現計画」）を策定し、**「つかう」（利用促進）、「まもる」（安全利用）、「とめる」（駐輪環境）、「はしる」（通行環境）**の4つの要素を柱に、総合的かつ計画的に自転車施策を進めてきた。
- 国では、平成29年5月に自転車の活用を総合的・計画的に推進するため「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には、「自転車活用推進計画」を策定されるなど、自転車を取り巻く新たな法整備等が行われた。
- 同法では、市町村単位で、地域の実情に応じた計画を定めるよう努力義務が規定されたことから、堺市では、令和元年8月に「堺市自転車利用環境計画〈追補版〉－重点アクションプラン－」を策定し、現計画と合わせて、「市町村自転車活用推進計画」と位置付けた。
- 現計画期間が、**令和4年度まで**であることから、国が策定した第2次自転車活用推進計画を勘案し、社会情勢の変化や新たな課題等に対応するため、**「サイクルシティ堺」**にふさわしい「次期堺市自転車利用環境計画」（以下「本計画」）を策定する。

◆計画の位置づけ

本計画は、「自転車活用推進法」第11条に基づく、市町村自転車活用推進計画とする。



国の関連計画

自転車活用推進法 施策の基本を定め、自転車活用を総合的かつ計画的に推進する

基本理念

自転車は**二酸化炭素などを発生させず、災害時において機動的**自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、経済的社会的な効果
交通体系における自転車による交通の役割拡大
交通安全の確保

自転車の活用を
総合的・計画的
に推進

第1次自転車活用推進計画(2017)

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関する基本計画

目標

- 計画期間：2020年度まで
- 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境形成
 - サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
 - サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
 - 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

第2次自転車活用推進計画(2021)

自転車活用推進法に基づき、自転車の活用の推進に関する基本計画

追加の目標

- 計画期間：2025年度まで
- 安全で快適な自転車通行空間の創出のため、都市部を中心に計画策定し整備を推進
 - 自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化
 - 企業の自転車通勤のための環境整備を更に推進
 - 新たな施策の追加
 - ・多様な自転車の開発・普及
 - ・損害賠償責任保険等への加入促進 ⁴

大阪府自転車通行空間10か年整備計画 (2019.3)

対象期間：2025年度まで

- 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき自転車に係る道路交通環境の整備を進め、現道のさらなる自転車、歩行者の安全確保のための整備方針を定める。

《目標整備延長》

- 目標整備延長は、緊急3か年（2016年度から2018年度）計画の62kmを含む現道の府管理道路において約200kmとする。

※今後の市町村の自転車ネットワーク計画の策定状況を踏まえ2021年度までは変動する可能性がある。

《整備区間》

- 幅員3.5m未満の歩道区間。
- ただし、幅員3.5m以上の自転車歩行者道のうち、歩行者の多い区間や自転車通行空間の連続性が必要な区間は整備を検討。

大阪府自転車活用推進計画 (2019.12)

計画期間：2025年度まで

本計画は自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進及び2025年大阪・関西万博の開催決定等を踏まえ、大阪府の自転車政策に関する最上位計画として位置付ける。

《目標》

- 1 **自転車交通の役割拡大**による良好な都市環境の形成
- 2 サイクルスポーツの振興等による**活力ある健康長寿社会の実現**
- 3 観光振興に資する**サイクルツーリズムの促進**
- 4 自転車事故のない**安全で安心な社会**の実現

《実施すべき施策》

- 1 市町村計画の策定促進、自転車通行空間の計画的整備
- 2 大会誘致等によるサイクルスポーツの推進 など

堺市基本計画2025

自転車を活かした魅力の創出

【自転車利用の拡大】

- 自転車は環境に優しく、健康増進にも寄与するため、市民や事業者などに対して、自転車の利用促進を図る。
- 通勤・通学・観光・ビジネス利用など幅広いターゲットに対して利用できる シェアサイクルの普及に努める。

【自転車安全利用の推進】

- 学校などにおける交通安全教育を実施するほか、SNSの活用による安全利用の普及啓発を行う。
- ライフステージに合わせた、体系的な交通安全教育を実施する。

【自転車通行環境の形成】

- 歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行環境を整備する。
- 広域自転車ルートと繋がり、堺市の歴史文化資源を周遊できる自転車通行環境を整備する。

【自転車駐輪環境の充実】

- 自転車利用者のニーズに沿った駐輪場の整備、改修を進める。

【サイクルシティとしての魅力創出】

- （仮称）大和川サイクリン沿いにサイクリングの拠点となる賑わい施設の整備に向けて民間事業者と連携した取組を推進する。
- 堺と自転車との歴史・文化に根差した取組を推進するなど、サイクルシティとしてのブランド力の向上や魅力創造に取り組む。

堺自転車環境共生まちづくり基本計画 平成16年

基本理念：自転車のまち堺において、意欲ある市民のパワーを結集し、「自転車力」が活かせるまちづくり

- ・すべての人にとって安全・快適で夢と活力の息づく楽しいまちづくり
- ・自治都市としての歴史、自転車産業のまちとしての特性を活かした、堺らしいまちづくり

堺市自転車利用環境計画 平成25年

基本理念：「自転車のまち 堺」の飛躍 ～自転車を利用しやすいまち～

市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進めます。

4つの柱

つかう（利用促進）・まもる（安全利用）・とめる（駐輪環境）・はしる（通行環境）

10年後の3つの目標

- 自転車の利用を促進……………自転車の利用割合を24%から30%まで増加
- 自転車に関連する事故を削減……………自転車関連事故件数1,582件から20%削減
- 自転車利用環境に関する市民満足度を向上……………市民満足度を50%以上

堺市自転車利用環境計画＜追補版＞ 令和元年

策定の経緯や目的など

- 自転車活用推進法（H29.5 施行）や自転車活用推進計画（H30.6 策定）など自転車を取り巻く法整備 がなされ、同法第 11 条で、市町村（地方版）自転車活用推進計画の策定が必要（努力義務）
- 法や国の計画、また市の課題等を踏まえて、取組をさらに進めるため、今後 4 年間で重点的に取組む施策を（重点アクションプラン）として追補した「追補版－重点アクションプラン－」を策定

追補版に加えられた主な内容

- 民間事業者主導のシェアサイクルの導入を検討・実施
- 大和川沿川における自転車を活用したまちづくりの推進